

相 談 事 例

ID : 02-04-008

相談タイトル

改修工事に伴うアスベスト含有の事前調査について

Q：ご相談内容

平成4年に建築した自宅（住宅）を一部改修工事を行うにあたって、施工業者がアスベストの有無について事前調査が必要で、その費用として2万円が必要と言われているが、アスベスト調査を行う必要はあるのか。必要な場合調査費2万円を負担する必要があるのか。

A：回答

アスベスト（石綿）の有無にかかる事前調査は2022年4月1日着工の工事から、施工業者に対し事前調査が義務化されたものです。事前調査は原則全ての工事が対象となりますが、建築物であれば2006年（平成18年）9月1日以降に着工された建築物や工事対象の建材がアスベストを明らかに含まない素材のみの場合、既にアスベストの含有が無いことが確認されている場合などは事前調査を行わなくて良いとされています。事前調査の結果の報告は、労働基準監督署や自治体に対し一定規模以上の工事を行う場合に報告義務があります。調査費用の負担については何とも言えませんが、調査には登録を受けた者が行い当然に一定の費用はかかります。